

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 24 | 自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務 基礎項目評価(令和5年6月22日終了) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

つるぎ町長

公表日

令和5年6月22日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に基づき、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務を行う。 情報連携は徳島県からの委託を受け、以下の業務について情報照会する。 ・自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の申請に係る事実についての審査 ・自立支援医療費の支給認定の変更の申請、及び支給認定の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査 |
| ③システムの名称 | 福祉総合システム、宛名システム(団体内統合宛名システム)、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 84の項 「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第60条 委任の根拠 「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第252条の17の2 「徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成11年徳島県条例第30号)」第2条第2項の表中34の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 「番号法」第19条第7号 別表第二 108の項 「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第55条 【情報提供】 無し |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号 779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町役場 福祉課 電話番号 0883-62-3116 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号 779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町役場 福祉課 電話番号 0883-62-3116 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|------------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 |

| 3. 重大事故 | | |
|--|----------|--------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [C]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [C]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [C] 自己点検 [C] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

